

## 臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年7月30日（木） 10：04～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣  
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）  
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）  
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）  
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）  
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）  
鈴 木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）  
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）  
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）  
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）  
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）  
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官  
佐 藤 啓 内閣官房副長官  
露 木 康 浩 内閣官房副長官  
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「国家公務員の総人件費に関する基本方針及び国の行政機関の機構・定員管理に関する方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、松本尚大臣から御発言があります。

次に、「令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び財務大臣から御発言があり、関連して、総務大臣及び松本尚大臣から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：高市内閣は、「責任ある積極財政」の考え方の下、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」を一体的に実現してまいります。令和9年度予算は、高市内閣として初めて、『概算要求に当たっての基本的な方針』の策定から編成する予算であり、政府の「予算の作り方」を根本から改め、これまでの「方針」を刷新します。まず、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、「危機管理投資」・「成長投資」をはじめ、真に効果的な施策を重点的に措置します。この「投資枠」については、「要求上限」を設けず、「事項要求」も含め、「所要額」を適切に要求できる仕組みとします。また、予算編成過程において、「経済・物価動向等の的確な反映」を実現します。さらに、「補正予算依存」から脱却し、「恒常的な施策」は当初予算に計上するため、必要に応じた「事項のみの要求」も活用しながら、適切に要求・要望することを可能にします。このように、今回の『概算要求に当たっての基本的な方針』は、必要な予算要求を十分に行える仕組みとなっており、もはや「シーリング」と呼ぶべきものではありません。その上で、今後の予算編成過程においては、「補助金・基金の見直し」をはじめ、歳出全般にわたり、「施策の優先順位」を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化させてまいります。この「新しい仕組み」の下で、より良い予算を作り上げてまいります。『令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針』は、こうした方針を明確化しています。各大臣におかれては、こうした方針に沿った概算要求となるようにお願いします。

○木原国務大臣：次に、財務大臣。

○片山国務大臣：令和9年度概算要求基準では、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設することとしています。この投資枠については、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求できるようにしています。また、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現することとしています。さらに、補正予算依存の財政運営から脱却するために、当初予算での措置を要する恒常的な施策などの重要政策

については、この投資枠のほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程で検討することとしています。このように、今回の概算要求基準は、要求上限のない投資枠や、事項のみの要求も活用することなどにより、必要な予算要求を十分に行える仕組みとなっており、もはや「シーリング」と呼ぶべきものではありません。その上で、今後の予算編成過程においては、補助金・基金の見直しをはじめ、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化してまいります。こうした新しい仕組みの下で、各省においては、施策の優先順位をつけ、要求・要望を行っていただきたいと考えております。財政投融资につきましては、戦略分野への民間投資の拡大につなげるため、スタートアップの振興を図るなど、官民が一体となって中長期の成長力を引き上げていくために必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくようお願いいたします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思っております。税制改正要望に当たっては、厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置につきましては、E B P Mの取組や適切な効果検証が強く求められていることを踏まえ、必要性や有効性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、以上の要求・要望については、8月末日までの御提出をお願いいたします。最後に、租税特別措置・補助金見直し担当大臣として一言申し上げます。本取組については、国民の皆様から多数の御提案をいただき、与党両党からも提言をいただいているところであり、しっかりと見直しを進めていく必要があります。閣僚各位におかれては、自己点検の結果はもとより、国会や会計検査院からの指摘、予算執行調査の結果等も踏まえた上で、見直しを検討し、その結果を概算要求・税制改正要望に確実に反映していただくようお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：令和9年度の概算要求に当たり、総務大臣の立場から4点申し上げます。まず、政策評価の基本方針等を踏まえ、政策の効果を適切に把握・分析し、その結果を政策の立案や質の向上に活用するとともに、概算要求に適切に反映いただくよう、お願い申し上げます。次に、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等を踏まえ、「責任ある積極財政」の下、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現に向けた取組を推進する際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、全世代型社会保障の構築や主要分野ごとの重要課題等に取り組むことが重要であります。関係大臣に対し、概算要求に当たって地方財政の観点から取り組んでいただきたい事項を文書にて要請いたしますので、格別の御協力をお願い申し上げます。次に、地方税に関する税制改正要望について、8月末日までの提出をお願い申し上げます。税負担軽減措置等について、地方分権推進の観点や引き続き厳しい地方財政の状況、整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただくようお願い申し上げます。最後に、独立行政法人等の新設や業務追加などの要求に当たっては、政策課題の解決に最大限貢献することを目的とし、効果

的・効率的な体制・業務運営等を確立すべく、リソースの有効活用も図りつつ内容を御検討いただくよう、お願い申し上げます。各大臣におかれましては、以上4点について御協力いただくよう、お願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、松本尚大臣から2件御発言がございます。

○松本（尚）国務大臣：令和9年度概算要求に関連して申し上げます。機構、定員及び級別定数に関する要求については、「令和9年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」に沿って、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。各大臣におかれては、人手不足が深刻化する中、必要な行政サービスを確実に提供できるよう、A X（A I トランスフォーメーション）を始めとする行政D Xを推進するとともに、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対応するための体制整備に要求の重点化を図るようお願い申し上げます。また、今回、同方針の前提となる「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」の一部を変更しました。これにより、柔軟な組織再編が可能であることを明確化し、政策目的に応じた効果的な体制整備に資するものと考えております。

○松本（尚）国務大臣：各府省庁におかれては、今般、租税特別措置・補助金見直しの取組の一環として、先般の国民提案に基づく「点検の視点」も活用しつつ、補助金等について、行政事業レビューの取組を通じた自己点検を実施していただきました。先ほど、片山大臣からも御発言のあったように、各大臣におかれましては、令和9年度予算の概算要求に当たり、今般の自己点検結果を踏まえた検討を行い、国民への説明責任を果たすため、国にしかできない事業を明確にした上で、E B P Mの更なる活用による効果検証の強化や、透明性の向上、出口戦略の具体化、重複と縦割りの排除等の観点で、政府全体で要求段階から査定段階まで一貫した見直しに取り組んでいただきますよう、お願いいたします。また、本日開催した行政改革推進会議では、今後の基金への予算措置について、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に基づき、長期投資に必要な予見可能性と柔軟で効率的な資金管理を両立させる観点から、投資としての成果を最大限、効果的・効率的なものとするを前提に、いわゆる「3年ルール」は適用しないこととすることを決定いたしました。概算要求に当たっては、こうした方針も踏まえていただきますよう、お願いいたします。

○木原国務大臣：これ을もちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

臨時閣議案件       $\left( \begin{array}{c} \text{令和8年} \\ \text{7月30日} \end{array} \right)$       ( 木 )

◎一般案件

- 資料あり      ○国家公務員の総人件費に関する基本方針及び国の  
行政機関の機構・定員管理に関する方針の一部変更  
について（決定）      （内閣官房）
- 〃      ○令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な  
方針について（了解）      （財務省）

[ ○署名あり      ☆署名なし ]